

2023 年 2 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 **MORESCO**
問合せ先 TEL 078 - 303 - 9058
MAIL: mpress@moresco.co.jp

改正化管法 PRTR 制度における指定化学物質についてのお知らせ

平素は、当社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

現在ご愛顧いただいております当社一部製品につきまして、2023 年 4 月 1 日に施行されます改正化管法 PRTR 制度の第一種指定化学物質が含有しておりますことを、お知らせいたします。

対象：合成潤滑油・素材・機能材・金属加工油・デバイス材料事業部の一部製品

※当社 SDS は、施行日より本改正への対応を予定しております。

なお、対象物質を含む製品を取り扱う場合、法規則の条件に合致した際には、排出・移動量の把握を 2023 年 4 月より実施していく必要があります。

2023 年度分からの届出（2024 年 4 月～6 月届出）は新たに制定されました管理番号で行なう必要がありますのでご注意ください。

改正内容等 法の詳細につきましては、経済産業省 HP をご参照ください。

URL : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

対象製品に該当していない場合、排出・移動量の届出の義務はありません。

また、一部製品には改正前の第一種指定化学物質を含んでいるものがあります。それらの製品は、2022 年度分の届出としての排出・移動量を把握する必要があります。対象物質名・含有量につきましては現行の当社 SDS をご参照ください。2022 年度分の届出（2023 年 4 月～6 月届出）は現行の号番号で行なう必要があります。

現行法の最新版 SDS ならびに改正対象製品等については、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

株式会社 MORESCO 品質保証部

小見 昌之 TEL:078-303-9239 MAIL:omi@moresco.co.jp

松岡 和美 TEL:078-303-9039 MAIL:kazumi_matsuoka@moresco.co.jp

【SDS ならびに改正対象製品等に関する問い合わせ先】

株式会社 MORESCO カスタマーセンター

TEL:06-6262-3385 MAIL: <https://www15.webcas.net/form/pub/more/u>